

第25回

建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関する

アドバイザー会議

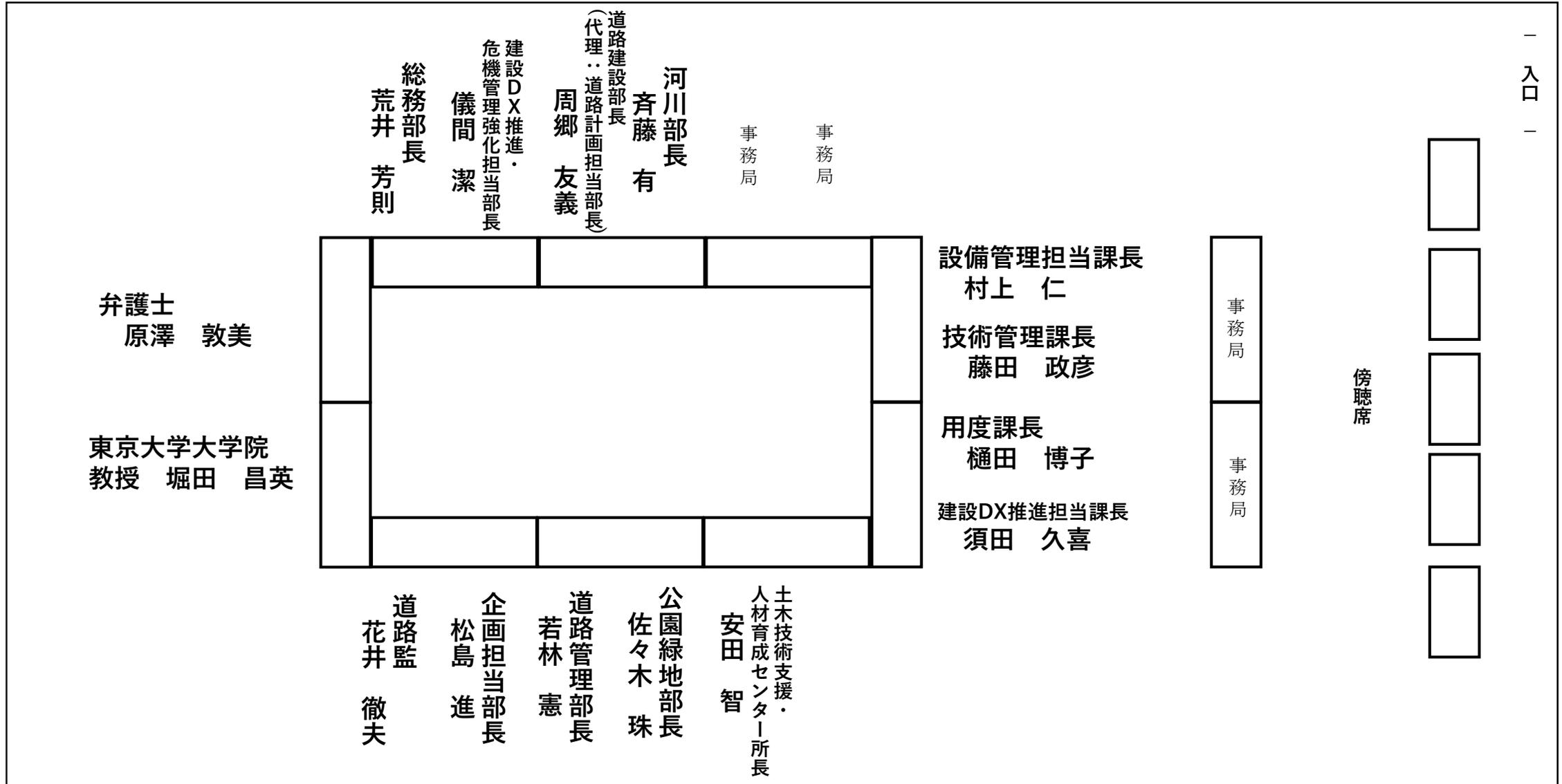
資料

令和6年1月25日

東京都建設局

「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議（第25回）」座席表

都庁第二本庁舎5階 5B会議室



次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶 建設局道路監

4 議 事

(1) 令和5年度の取組状況と令和6年度の取組方針（案）

1. 委託・工事の品質確保に関する事項（総合評価方式等の活用）

2. 働き方改革に関する事項（事業の平準化）

3. 生産性向上に関する事項（建設DX）

4. 担い手の確保・育成に関する事項

(2) 区市町村支援

5 閉 会

(1) 令和5年度の取組状況と令和6年度の取組方針（案）

1. 委託・工事の品質確保に関する事項（総合評価方式等の活用）

1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

（1）令和5年度取組方針

○発注業種、業務内容、予定価格を踏まえ、プロポーザル方式及び総合評価方式を適切に適用（下記、適用表を参照）

○2つの方式を合せて**土木設計6割、測量4割、地質調査5割**以上

（建築・設備設計は、新築の建築物や大規模改修などを対象に総合評価方式の適用を目指す）

[適用表]

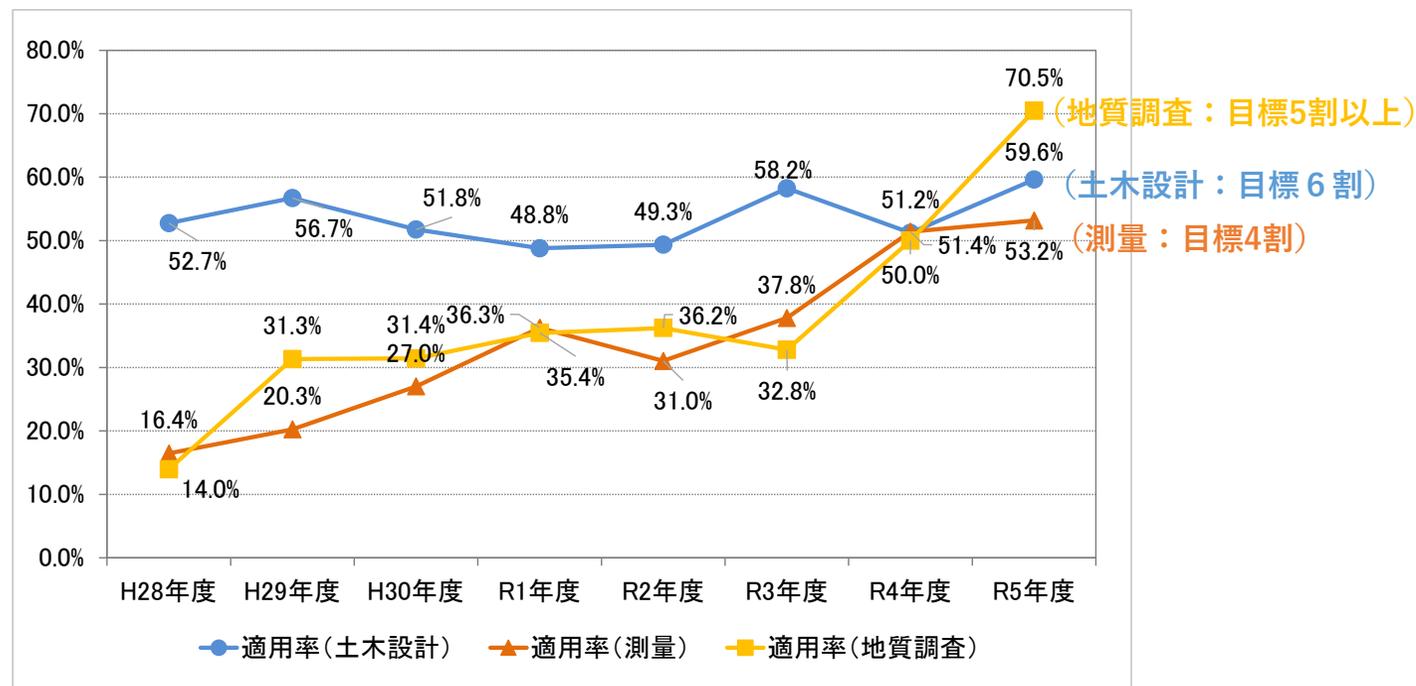
発注業種	業務内容	予定価格	
		～1千万円未満	1千万円以上
土木設計	基本(概略・予備)設計に相当する業務	総合評価方式を 原則適用 ※	プロポーザル方式を 原則適用
	その他の設計業務		総合評価方式を 原則適用 ※
測量・地質調査	測量・地質調査業務	総合評価方式を 積極適用 ※	総合評価方式を 原則適用 ※

※技術提案による効果が見込める場合は、プロポーザル方式を原則適用

1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

（2）令和5年度の取組状況『総合評価方式等の適用率の推移』

【適用率の推移】



【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

【土木設計】：今年度の適用率は、約60%であり、目標の6割を達成する見込み。

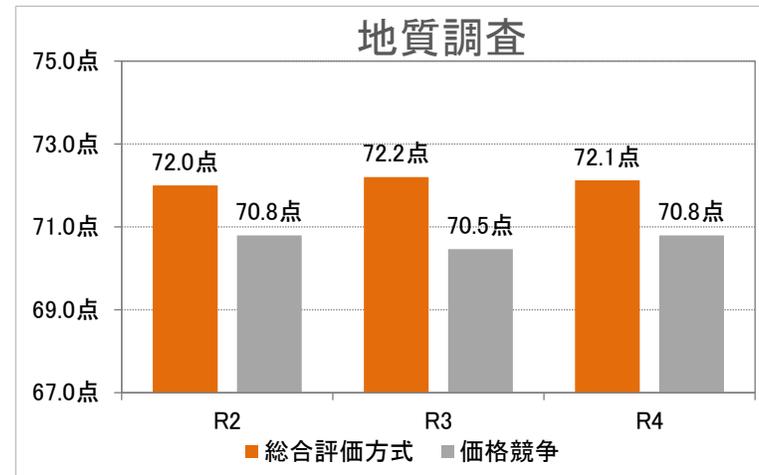
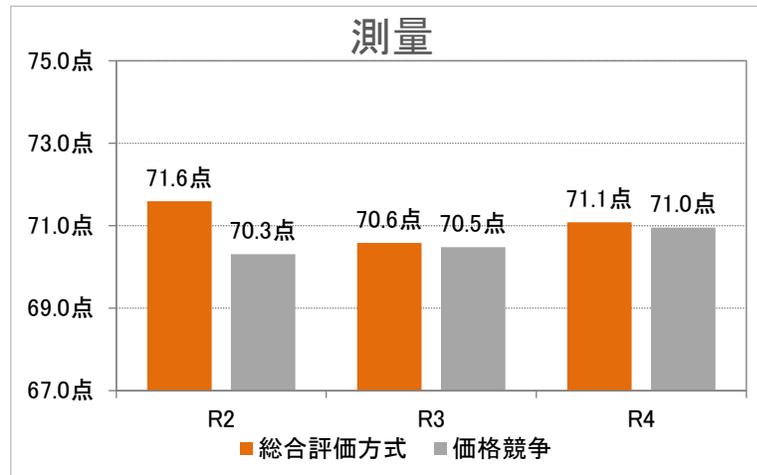
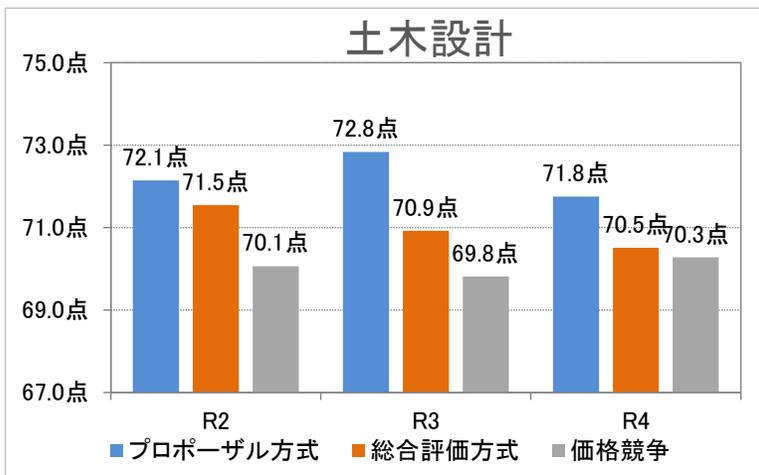
【測 量】：今年度の適用率は、約53%であり、目標の4割を達成する見込み。

【地質調査】：今年度の適用率は、約71%であり、目標の5割を達成する見込み。

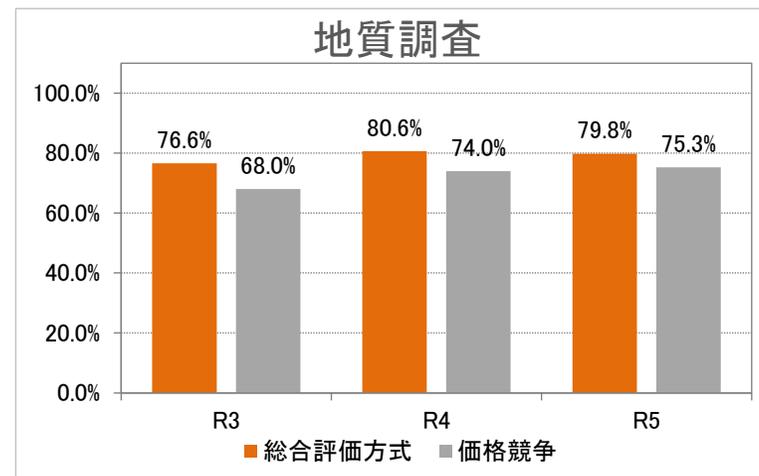
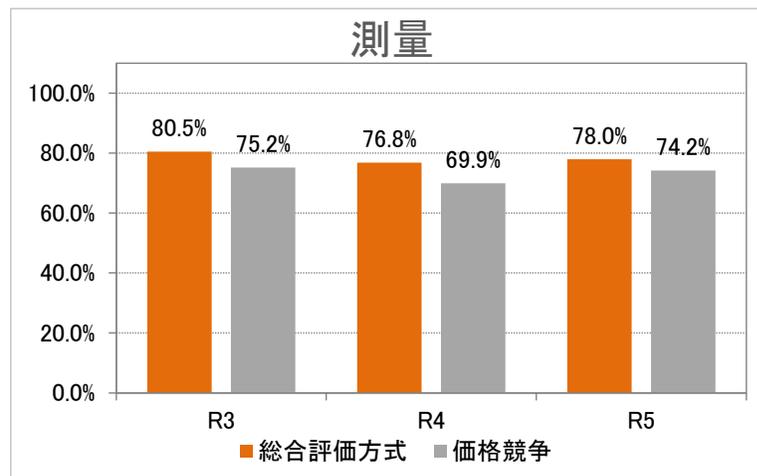
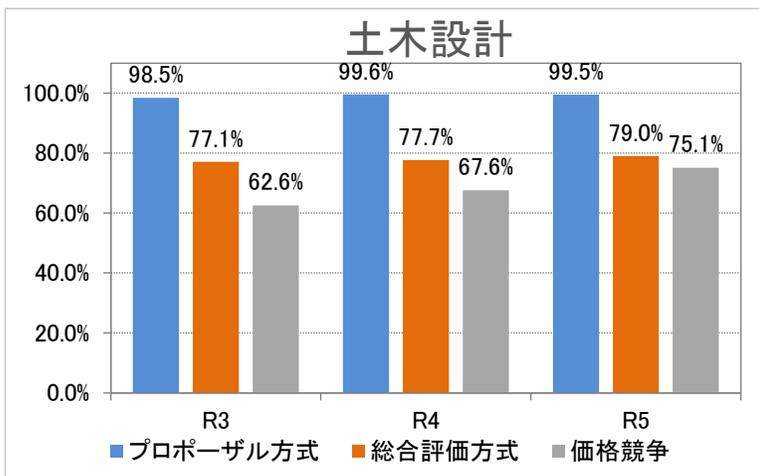
1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

（2）令和5年度の状況『成績評定点、落札率』

【成績評定点】



【落札率】



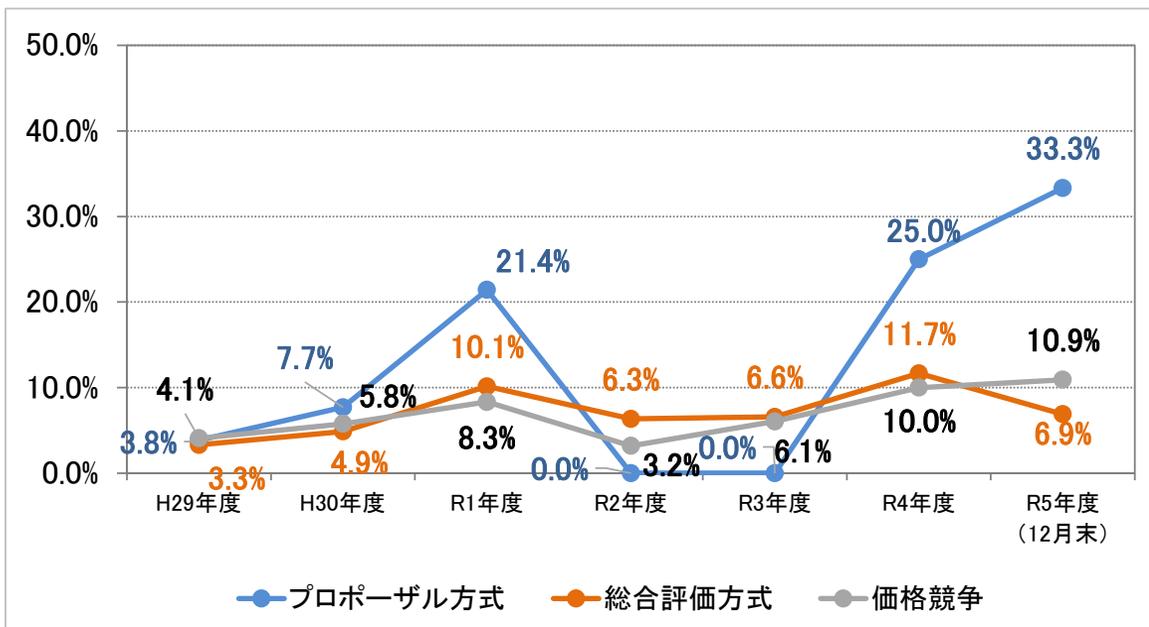
- ・成績評定点、落札率ともに、プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争の順に高くなっている。
- ・測量の成績評定点については、R3年度に続き総合評価方式と価格競争で差が付かない傾向にある。

1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

（2）令和5年度の状況『不調率の推移、入札参加希望者数』

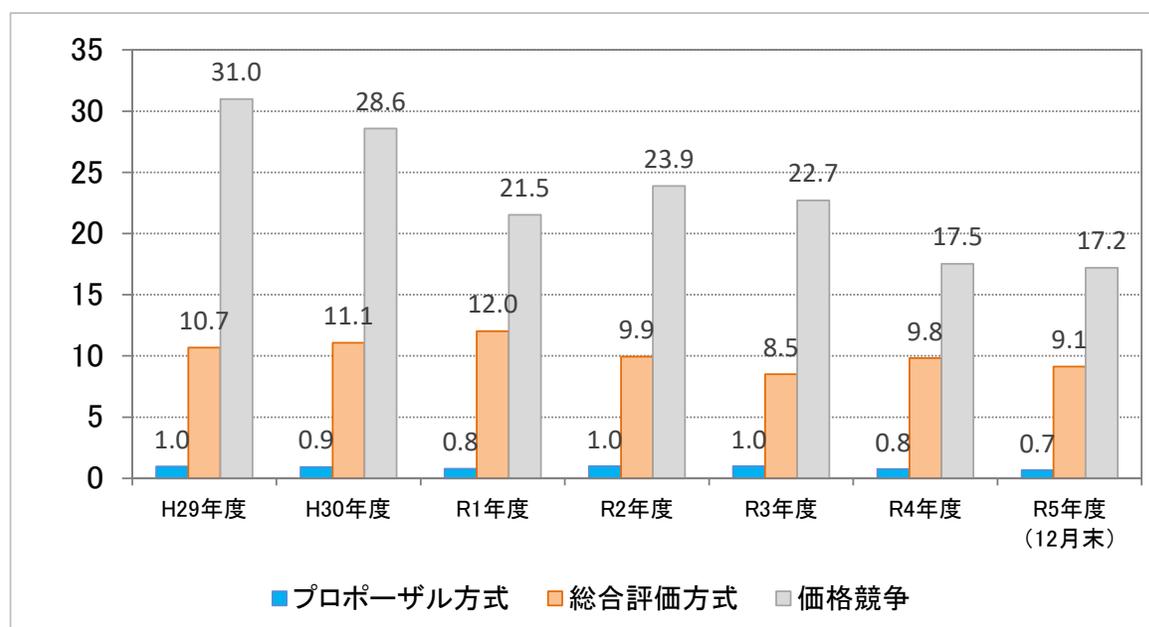
[不調率の推移]

【R5年度：R5.12契約実績】



[入札参加希望者数]

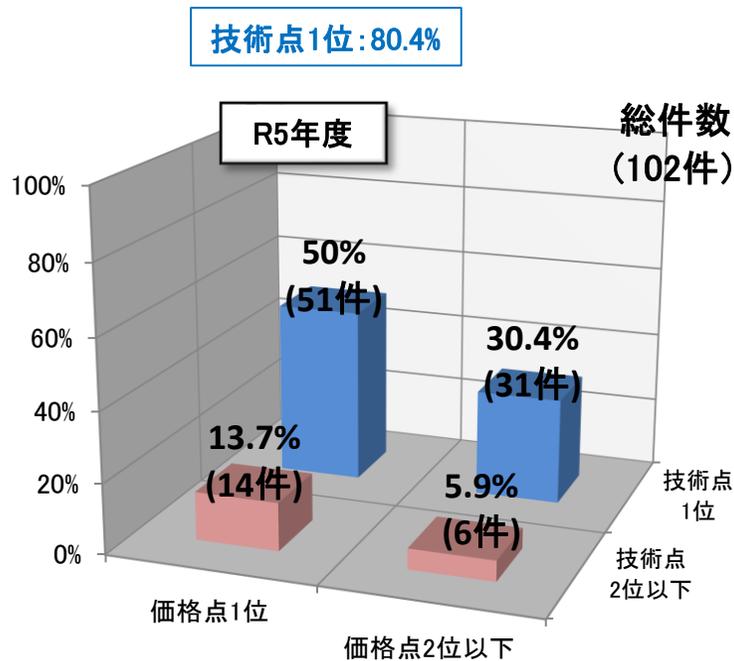
【R5年度：R5.12契約実績】



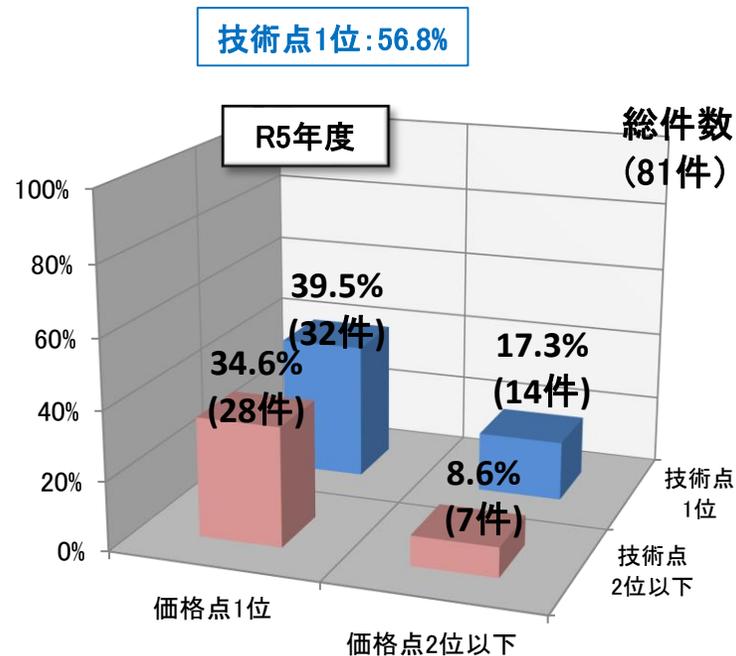
- ・ 不調率は、総合評価方式においてR4年度から減少している。
- ・ プロポーザル方式については、R4年度に続きR5年度においても不調率が高い（不調案件は全て入札参加希望者なし）。
- ・ 入札参加希望者数は、価格競争においてR2年度以降減少傾向にある。

1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

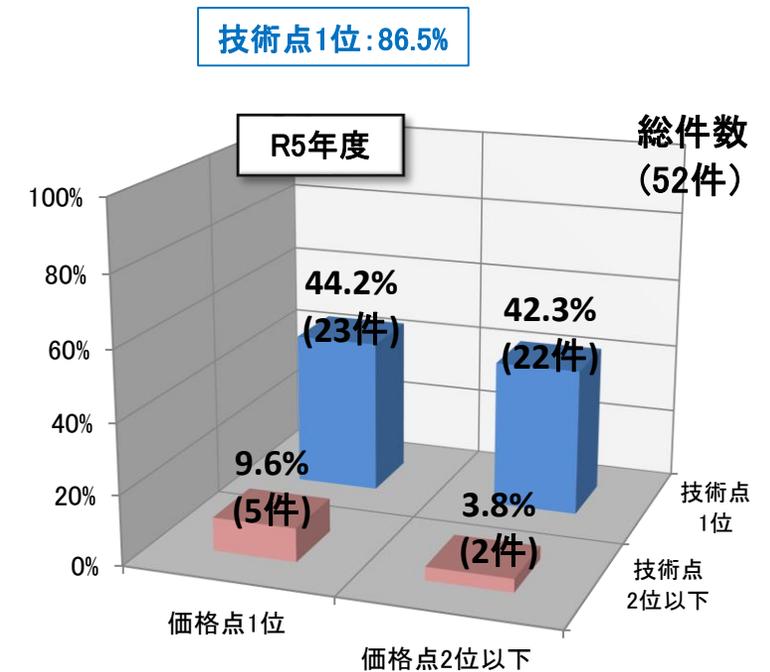
（2）令和5年度の状況『落札者の技術点と価格点の相関』



[土木設計]



[測量]



[地質調査]

- ・ 技術点1位の会社が落札する割合が、土木設計は約80%、地質調査は約87%となっており、技術力が反映された入札方法となっている。
- ・ 測量は技術点1位の会社が落札する割合が約57%と、他の業種に比べ技術点1位の割合が少なく、価格でも落札者が決定している傾向がある。

1-1. 総合評価方式等の活用（委託）

（3）令和6年度取組方針を策定するにあたっての留意点と考え方

【留意点①】

令和5年10月以降、すべての設計等委託業務に最低制限価格制度が導入され、価格競争においてダンピング対策を図れるようになった。

【留意点②】 ※各建設事務所の設計者・監督員に対して行ったアンケート調査より

○発注方式の明確化をしてほしい。

○原則適用としているため、価格競争で発注しても問題ないと思われる業務にも総合評価方式を適用しており、入札契約に係る事務に負担を感じることがある。

【留意点③】

受発注者ともに入札契約にかかる事務負担は軽減させていくことが望ましい。

【留意点④】

設計等委託業務の総合評価方式は、過去の受注実績に係る評価に重点を置いたものであるため、担い手育成・確保の観点からも、多くの事業者が受注機会を得られるよう配慮する必要がある。

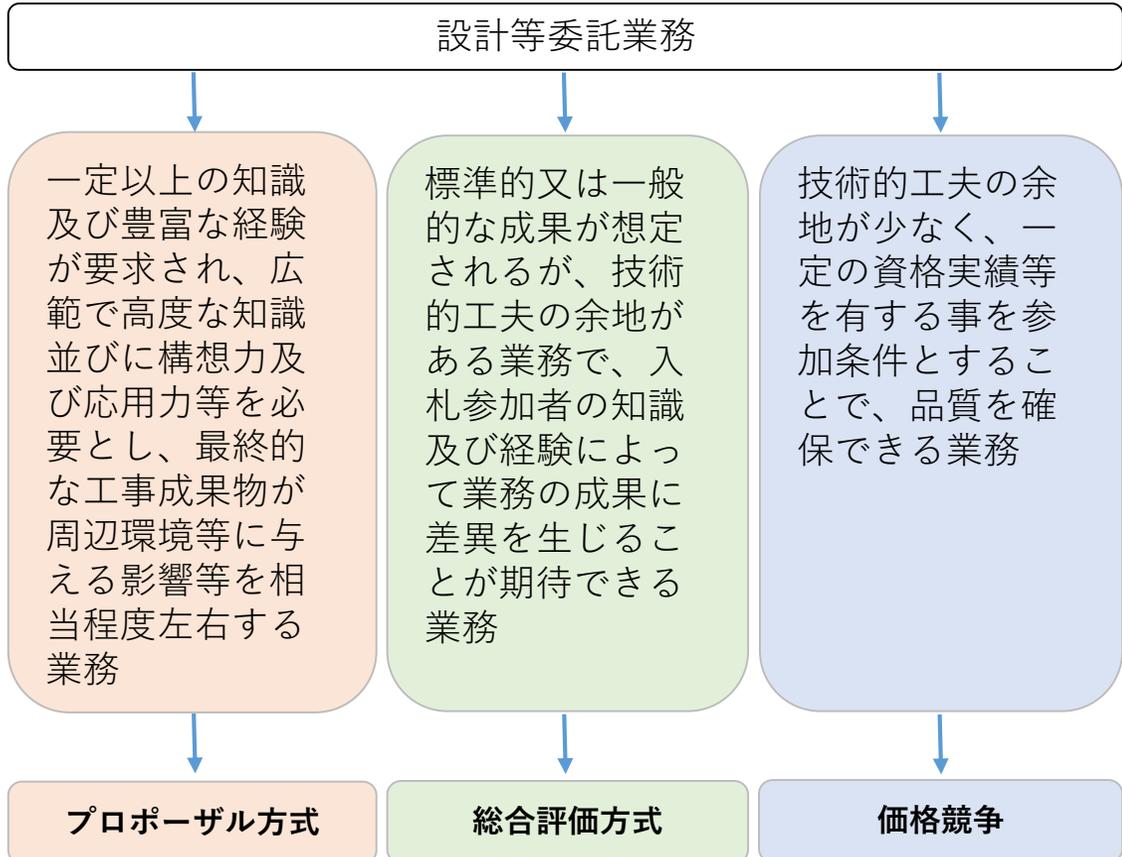
これまでは予定価格を判断基準として、総合評価方式等を原則（積極）適用していたが、委託内容に応じて価格競争も含め発注方式を適切に選定する考え方に改める。

1-1. 総合評価方式等の活用 (委託)

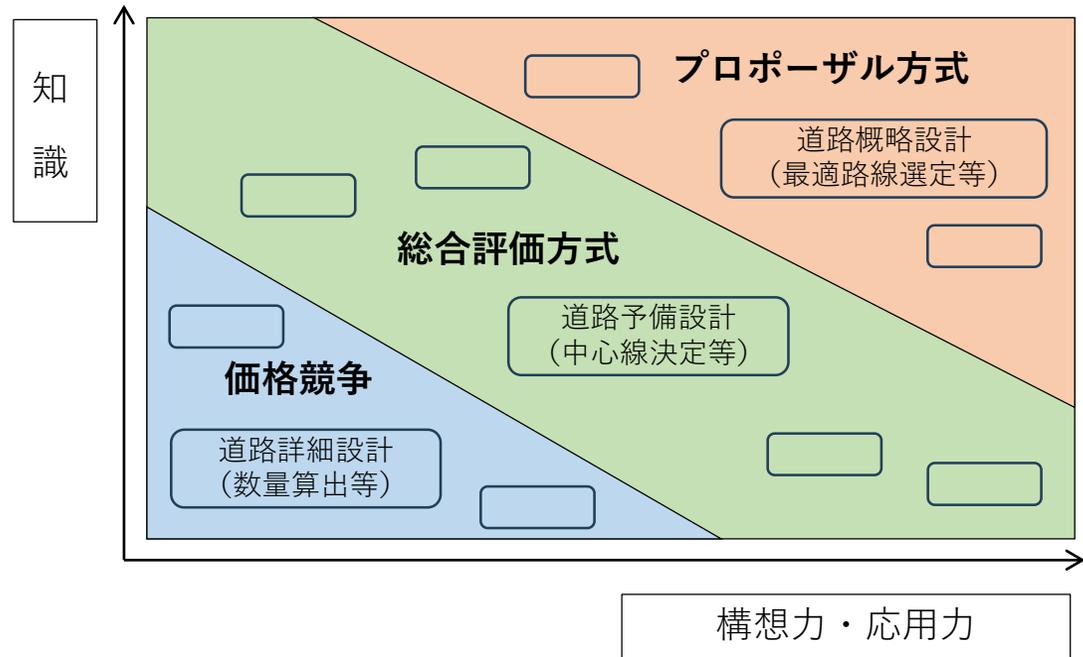
(4) 令和6年度取組方針 (案)

- 設計等委託業務における業務内容を踏まえ、プロポーザル方式及び総合評価方式、価格競争を適切に選定する（「入札方式の選定フロー」及び「適用表」を参照）。
- 業務内容により発注方式を選定するため、総合評価方式等を適用する**目標率は定めない**が、引き続き、適用率や成績評定点等の状況を注視していく。

[入札方式の選定フロー]



[適用表 (イメージ)] ※道路事業の例



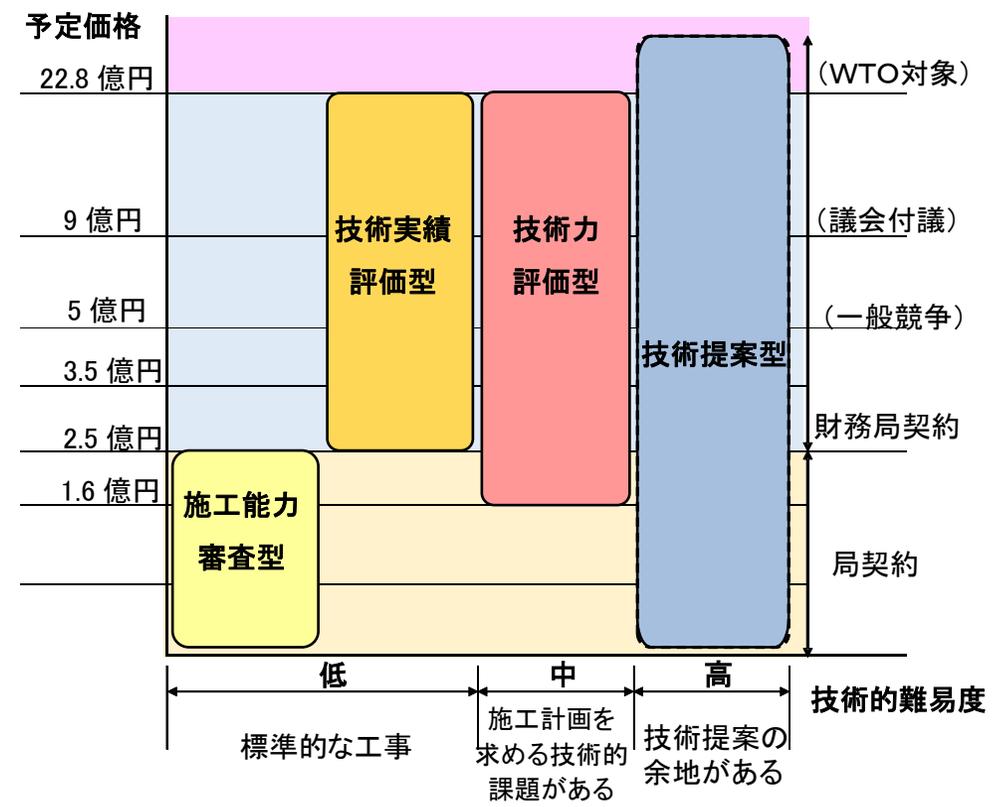
※適用表は事業別に作成し、入札契約方式を選定する際の目安として活用することを想定。

1-2. 総合評価方式の活用 (工事)

(1) 令和5年度取組方針

- WTO案件は総合評価を積極活用
- WTO案件を除く財務局案件は、総合評価を**原則適用**
- 施工ヤードや近接構造物、交通規制等の現場制約条件やその他技術的課題がある案件は、「技術力評価型」を積極的に活用
(原則、各事務所(所契約)2件程度)
- 事務所契約案件は、総合評価を**原則適用**するが、不調が見込まれるもの、小規模または施工場所等の条件を考慮するもの、地域維持の担い手育成を考慮するものについては、適用の可否を案件毎に判断

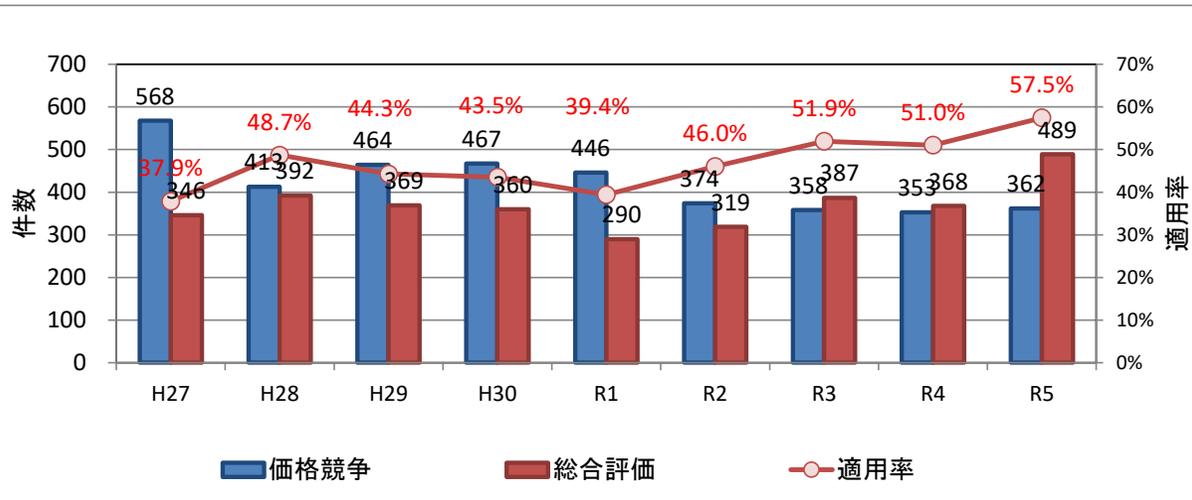
[適用表 (土木工事)]



1-2. 総合評価方式の活用（工事）

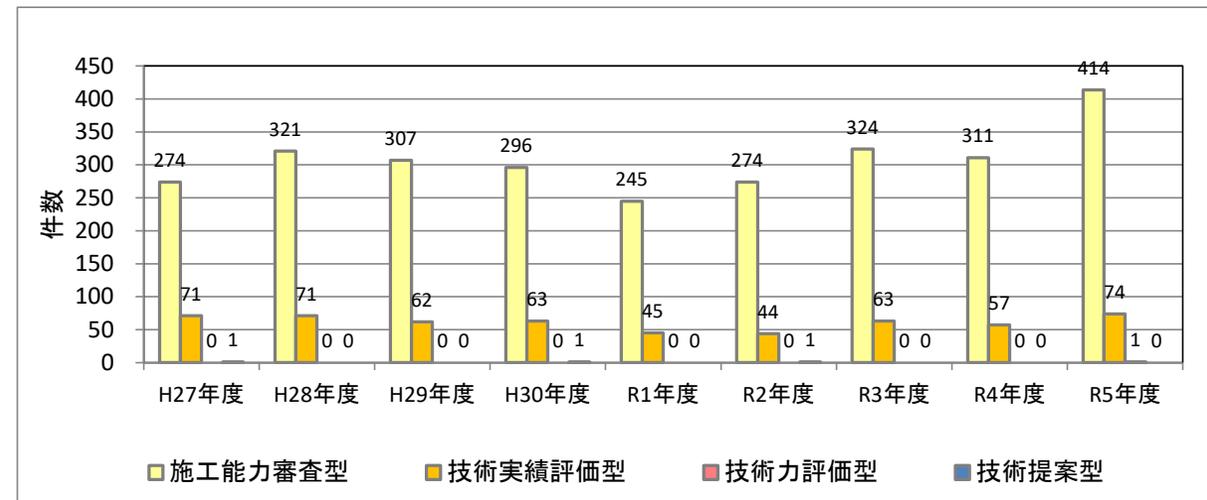
（2）令和5年度の状況『総合評価方式等の適用率の推移及び適用件数の推移』

【適用率の推移】



【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

【適用件数の推移】



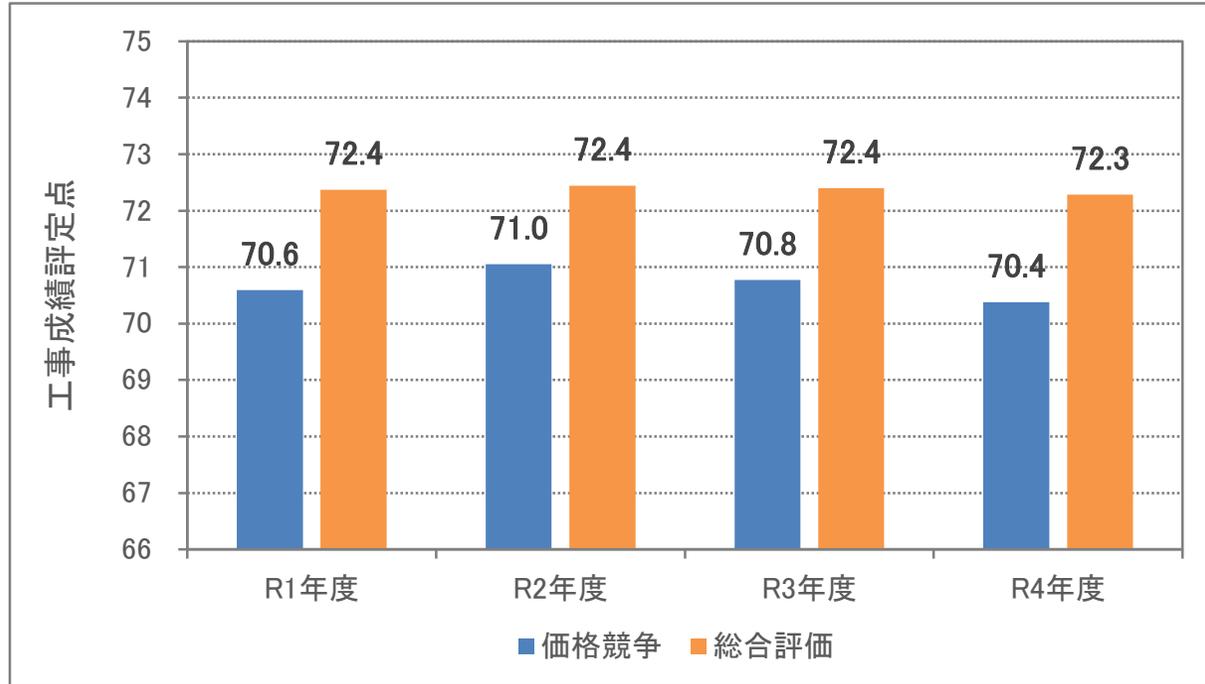
【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

- ・ R5年度の適用率は約58%であり、R4年度と比べ上昇している。
- ・ 技術力評価型は1件適用した。（技術力評価型はH25年度以来の適用）

1-2. 総合評価方式の活用（工事）

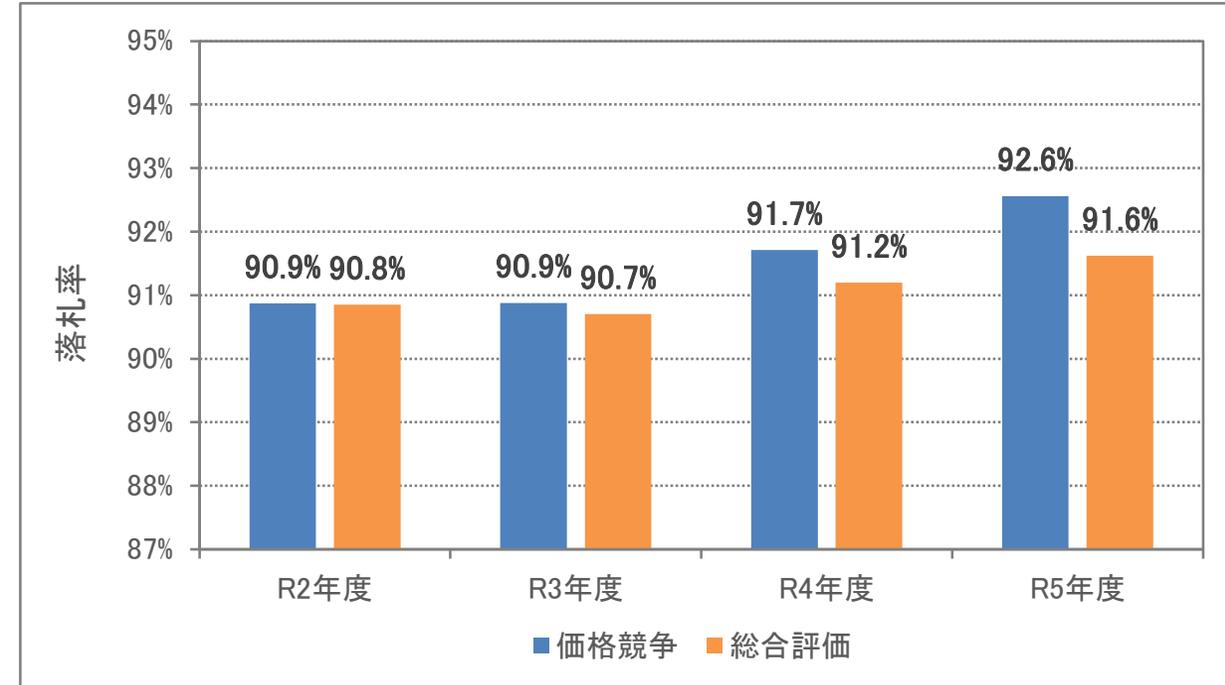
（2）令和5年度の状況『工事成績評定点、落札率』

【工事成績評定点】



【契約年度別に集計】

【落札率】



【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

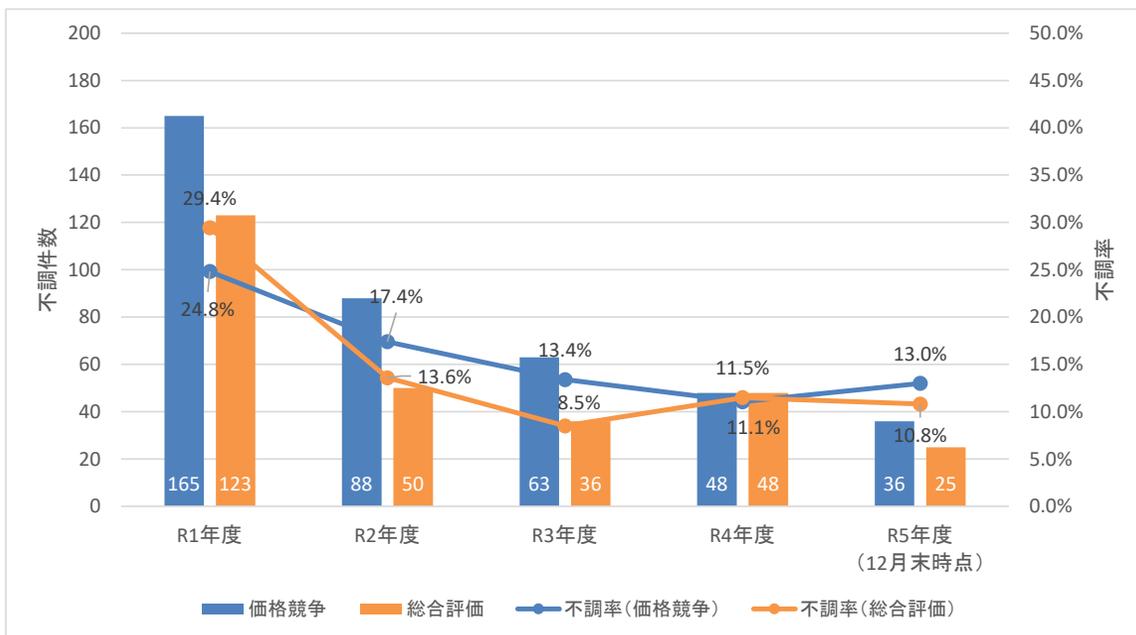
- ・工事成績評定点は、価格競争に比べ総合評価の方が高くなっている。
- ・価格競争、総合評価共に落札率は上昇傾向にある。

1-2. 総合評価方式の活用 (工事)

(2) 令和5年度の状況『不調率の推移、入札参加希望者数』

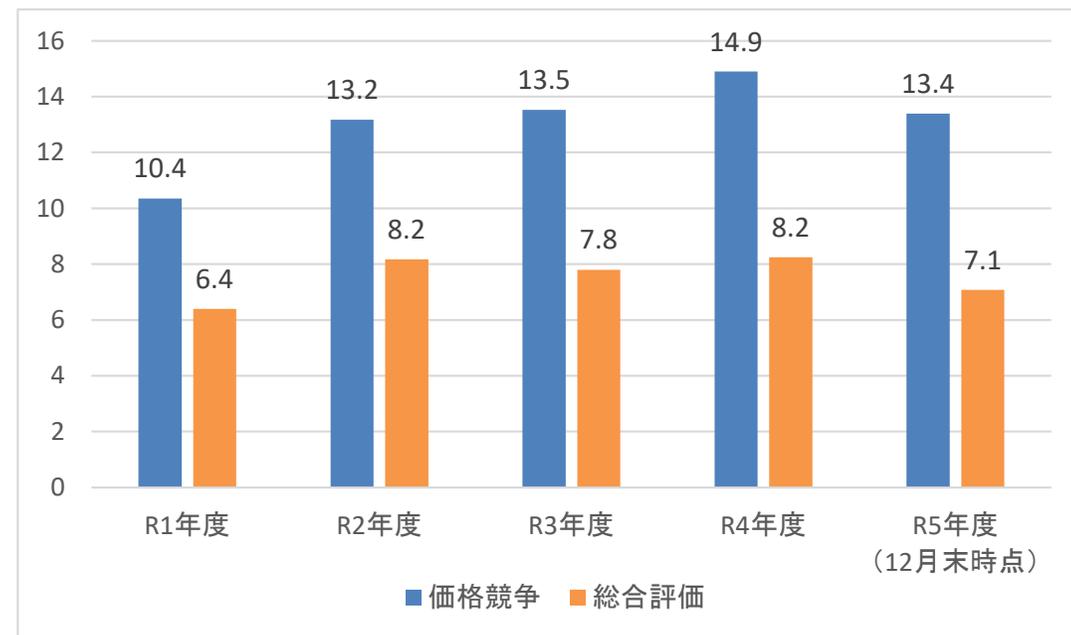
[不調率の推移]

【R5年度：R5.12契約実績】



[入札参加希望者数]

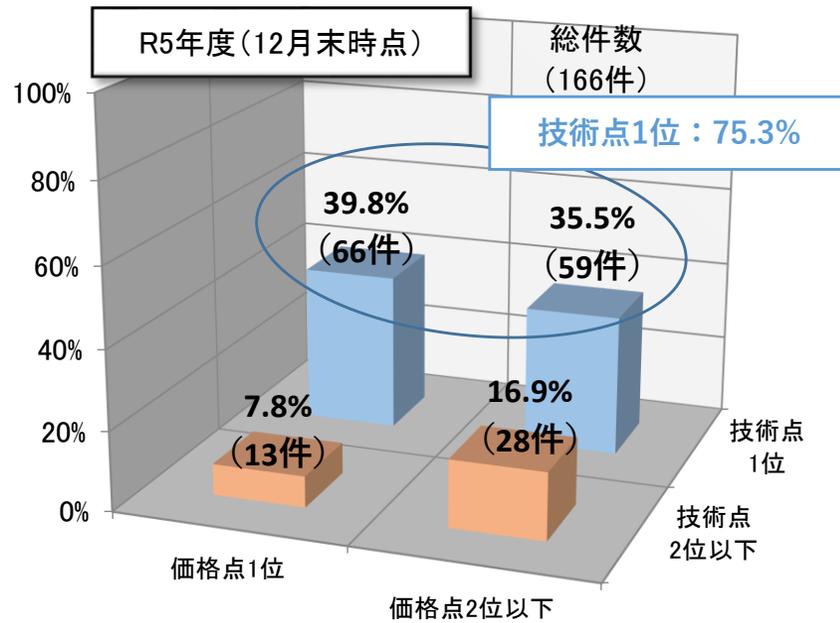
【R5年度：R5.12契約実績】



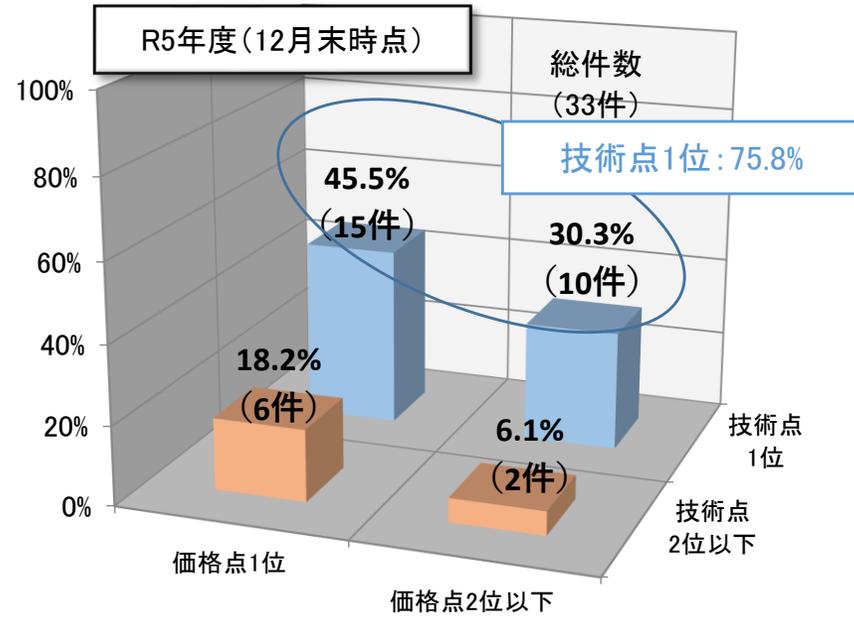
- ・令和元年度をピークにR3年度までは年々不調率は減少しているが、R4年度、R5年度は微増あるいは横ばいである。
- ・R5年度の入札参加希望者の平均は、R4年度に比べ、価格競争、総合評価ともに減少している。

1-2. 総合評価方式の活用 (工事)

(2) 令和5年度の状況『落札者の技術点と価格点の相関』



[施工能力審査型]



[技術実績評価型]

・ 技術点1位の会社が落札する割合が、施工能力審査型、技術実績評価型ともに7割超となっており、技術力を踏まえた入札方式になっている。

1-2. 総合評価方式の活用（工事）

（3）令和6年度取組方針を策定するにあたっての留意点と考え方

【留意点①】 ※各建設事務所の設計者・監督員に対して行ったアンケート調査より

- 総合評価方式を適用することで、「発注手続きの負担増大」や「契約スケジュールの長期化」が懸念される。
- 原則適用としているため、価格競争で発注しても問題ないと思われる工事にも総合評価方式を適用しており、入札契約に係る事務に負担を感じることがある。
- どの総合評価方式を適用するか判断に係る参考事例や基準等を示してほしい。

【留意点②】

業界団体より、建設局が主に適用している総合評価方式は、過去の受注実績に係る評価に重点を置いているため、新規参入や実績のない事業者は落札困難な状況にあるという意見が寄せられており、担い手育成・確保の観点からも、多くの事業者が受注機会を得られるよう配慮する必要がある。

【留意点③】

R6年4月から、建設業に時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえ、受発注者ともに入札契約にかかる事務負担を軽減させていく必要がある。

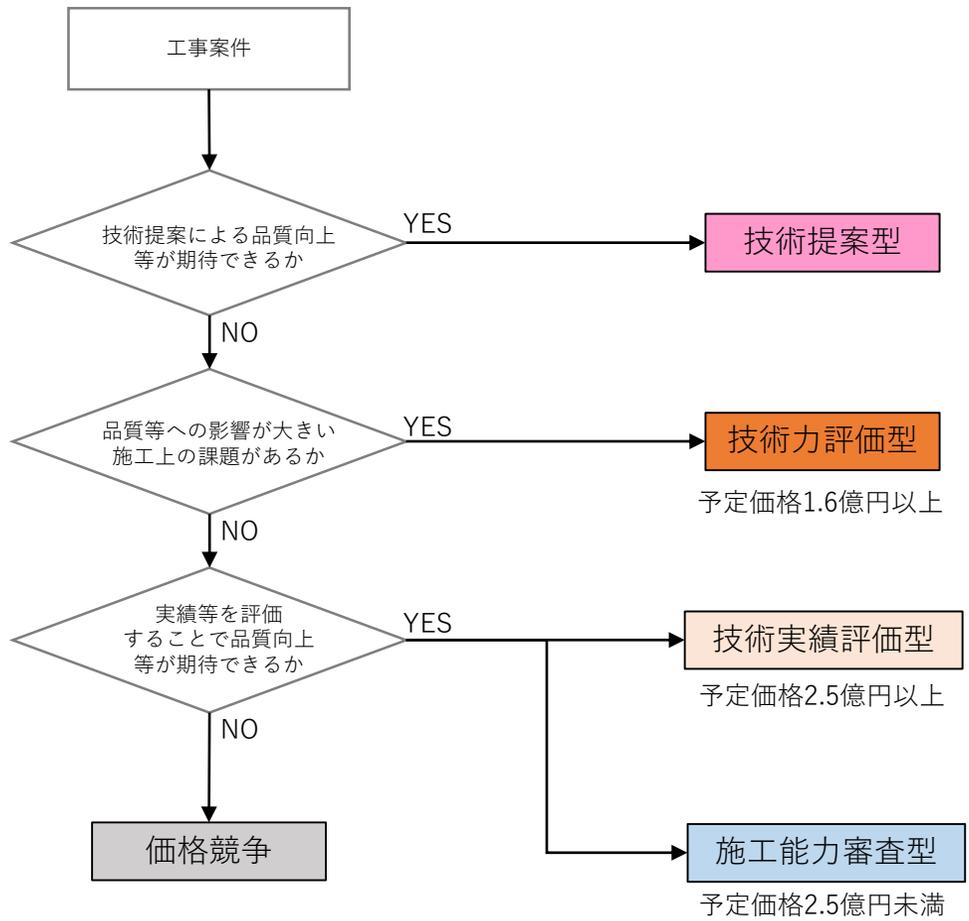
これまでは予定価格を判断基準として、総合評価方式を原則（積極）適用していたが、工事内容に応じて価格競争も含め発注方式を適切に選定する考え方に改める。

1-2. 総合評価方式の活用 (工事)

(4) 令和6年度取組方針 (案)

- 工事内容を踏まえ、総合評価方式と価格競争を適切に選定する。（「入札方式の選定フロー」を参照）。
- 工事内容により発注方式を選定するため、総合評価方式を適用する **目標件数等は定めない**が、引き続き、適用率や成績評定点の状況等を注視していく。

[入札方式の選定フロー (土木工事)]



特殊な構造物、特殊な環境での施工のため、**構造物自体の品質向上等の提案**を求める工事。
＜過去の事例＞
地下水位の高い条件での場所打ち杭の施工のため、場所打ち杭の鉄筋コンクリートの品質向上対策に関する提案を求めることが有効である工事

特殊な環境での施工のため、それらに配慮した**適切な施工計画**を求める工事
＜過去の事例＞
近接構造物（鉄道、橋梁、地下構造物、住宅など）があり、周辺環境に配慮する必要がある工事

技術提案や施工計画を求めるほどではないが、**過去の実績等を評価することで品質向上等**が期待できる工事
＜過去の事例＞
関係機関協議、関連工事調整が工程や品質に影響する工事
※施工能力審査型も同様

2. 働き方改革に関する事項（事業の平準化）

2-1. 事業の平準化 (委託)

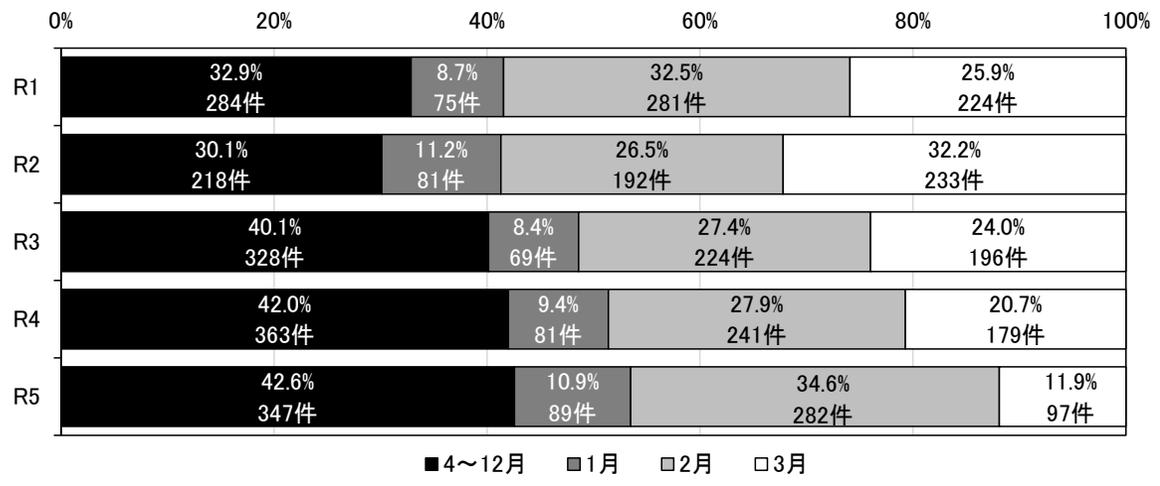
(1) 令和5年度取組方針

- 3月履行期限を禁止
- **早期発注、債務負担行為**により、履行期限4~12月の割合を50%以上
- 債務負担行為を活用した案件は、原則12月までの履行期限とする

※単価契約は除く

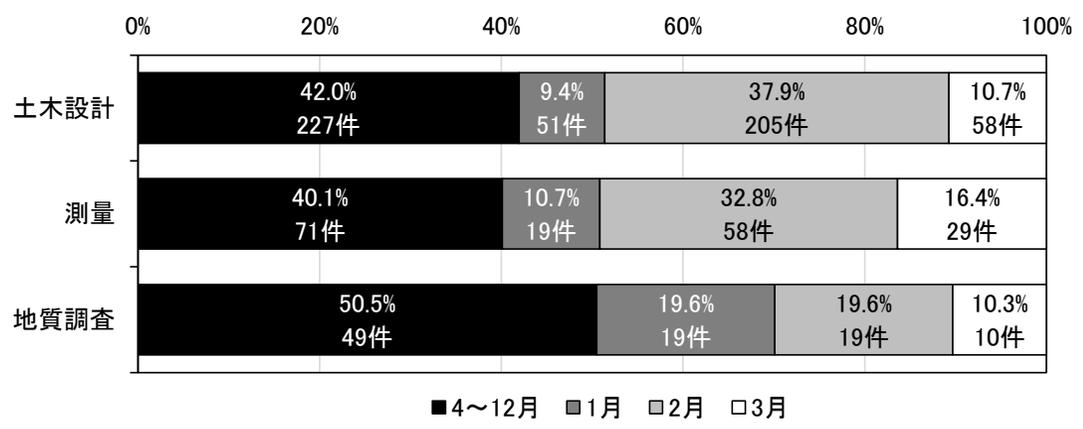
(2) 令和5年度の状況『履行期限の設定状況』

[土木設計・測量・地質調査] 【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】



【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

[土木設計・測量・地質調査]



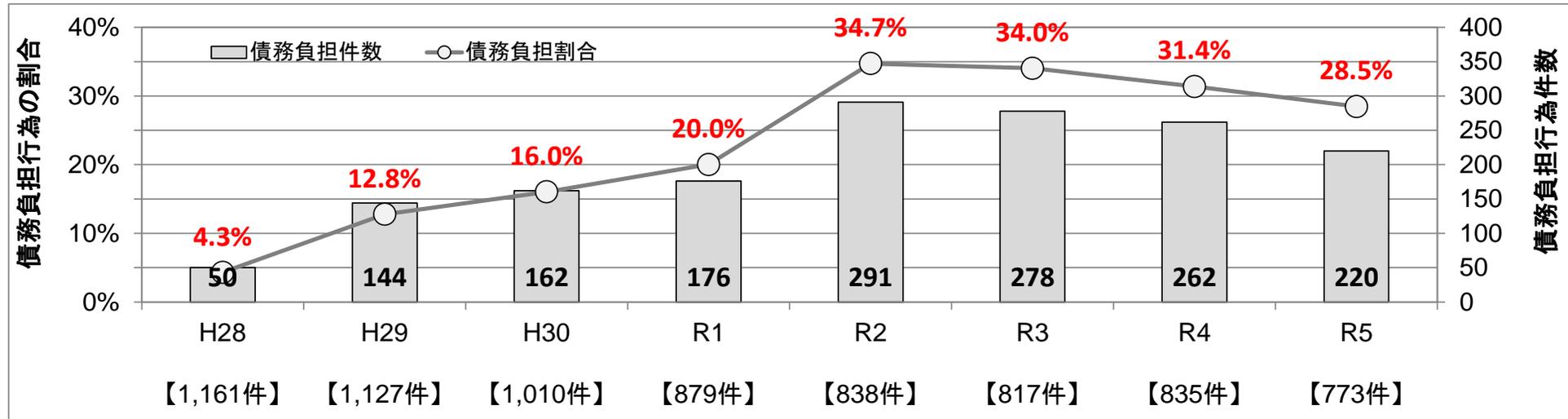
- 3月履行期限の割合は、減少傾向である。
- R5年度において、4~12月の履行期限の割合は約43%であり、R3年度から横ばいである。
- 業種別でみると、測量の3月履行期限の割合が多い。

2-1. 事業の平準化 (委託)

(2) 令和5年度の状況『債務負担行為の活用状況』

[土木設計・測量・地質調査]

【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】



・近年、債務負担行為の活用状況は、30%前後で推移している。

2-2. 事業の平準化 (工事)

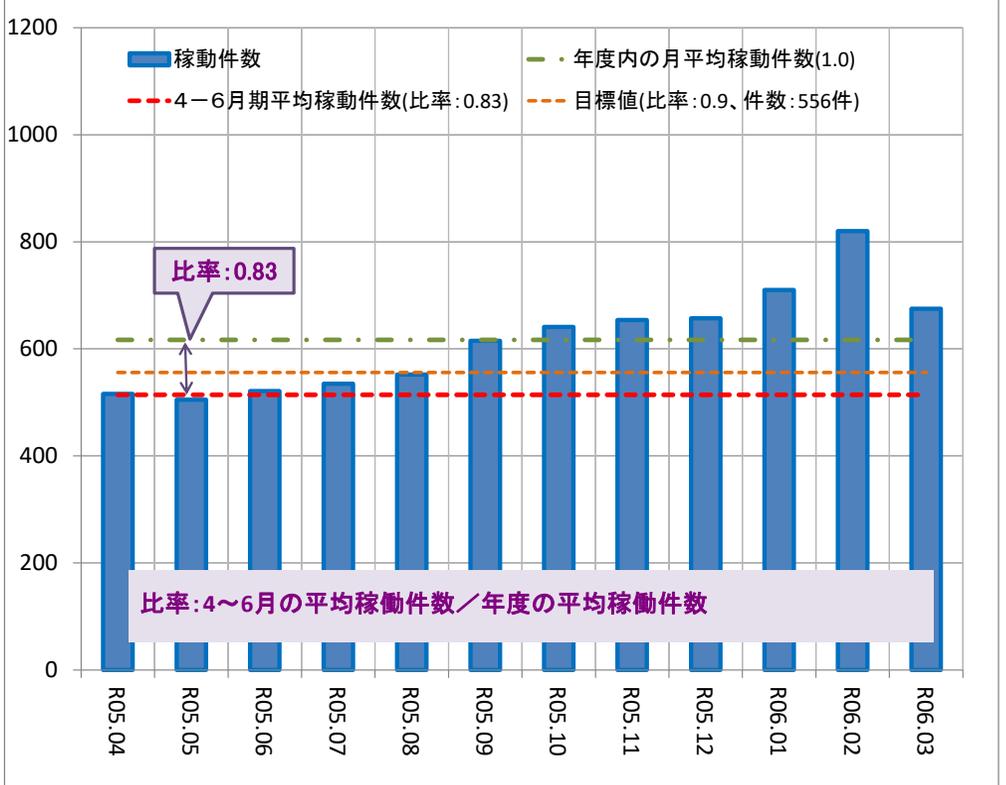
(1) 令和5年度取組方針

- 年度の平均稼働件数と4～6月の平均稼働件数の比率を0.9以上
- 事業の計画段階から、**債務負担行為の活用**も考慮して発注の平準化に努め、予算要求に反映する。

※単価契約、予定価格250万円未満は除く

(2) 令和5年度の状況『稼働件数の平準化』

【稼働件数の平準化】



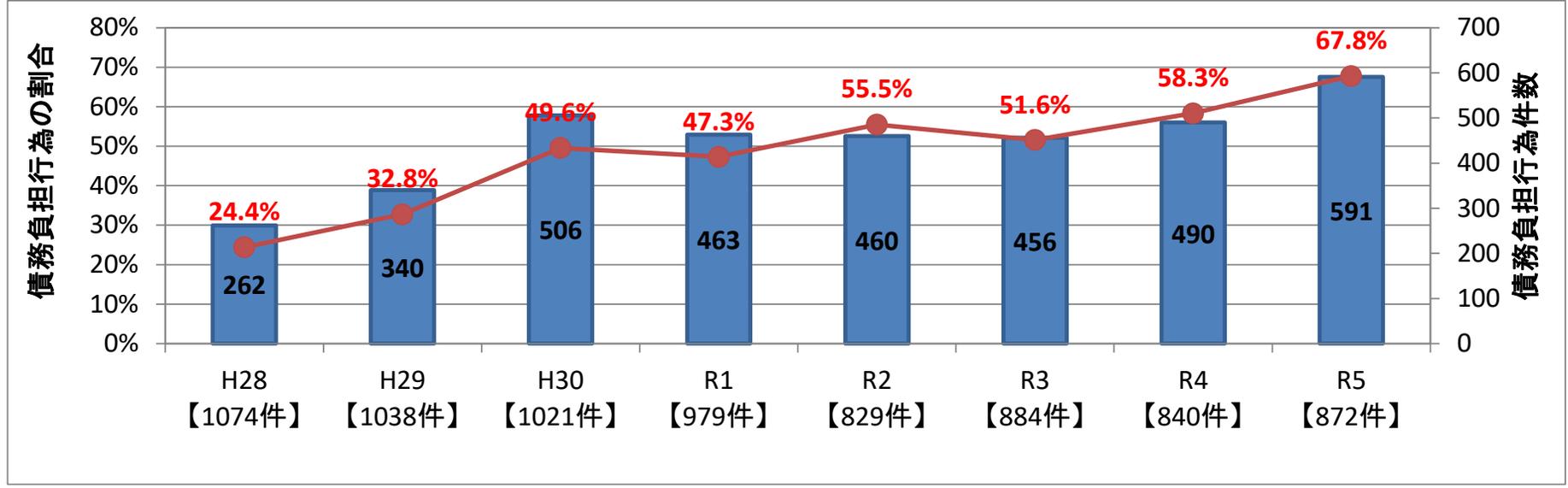
※【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】

	①年度の平均稼働件数	②4～6月の平均稼働件数	②/①
令和3年度	651件	535件	0.82
令和4年度	611件	499件	0.82
令和5年度	617件	514件	0.83

2-2. 事業の平準化 (工事)

(2) 令和5年度の状況『債務負担行為の活用状況』

【R5年度：R5.12契約実績+1月以降予定】



・今年度の債務負担行為の活用率は約68%であり、近年は50%超を維持している。

2-2. 事業の平準化 (工事)

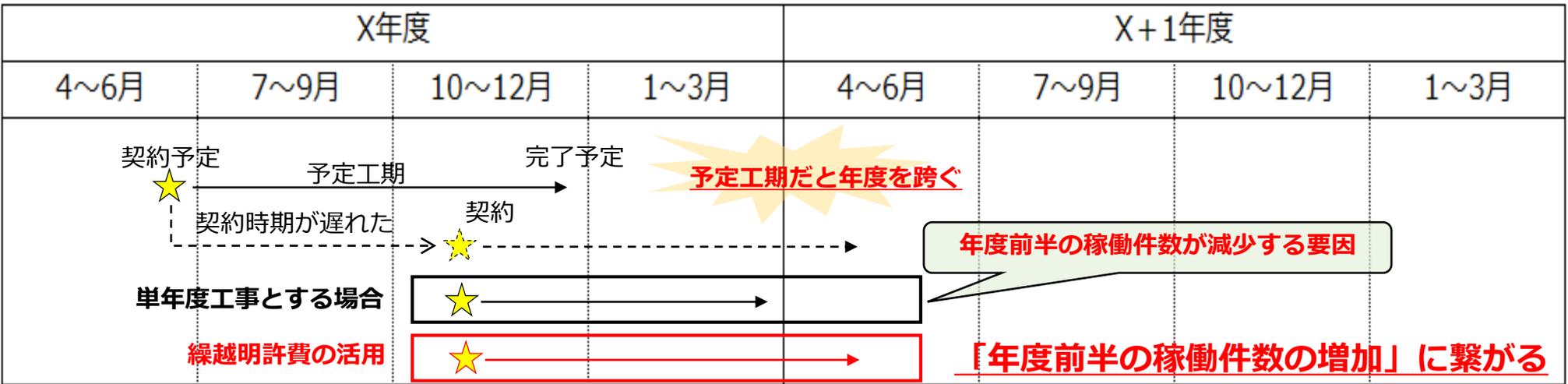
(3) 令和6年度取組方針を策定するにあたっての留意点と考え方

【留意点】 ※各建設事務所の設計者・監督員に対して行ったアンケート調査より
 「関係機関協議や地元協議に時間を要した」、「入札不調により再公告を行った」など、**想定外の事由により発注時期が遅れた際**、予定していた工期で発注すると年度を跨いでしまう場合には、「当初予定していた工期を短縮するため発注ロットを分割した」や「施工内容を見直し工期を短縮した」などして、**単年度工事となるように発注規模を縮小し対応しているケースもある。**
➡年度前半の稼働件数が減少する要因

(4) 令和6年度取組方針 (案)

○令和5年度取組方針を継続することに加え、**繰越明許費を効果的に活用**していく。

※繰越明許費の活用イメージ図



3. 生産性向上に関する事項（建設DX）

3-1. 建設DXに関する取組

R5年度の取組とR6年度取組方針（案）

	ICT活用工事	建設現場の遠隔臨場	BIM/CIM	工事情報共有システム
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事の各段階でICT施工技術を活用することにより、建設現場の生産性向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ウェアラブルカメラ等を活用して、受発注者で映像と音声をリアルタイムに共有し、施工状況の確認等を実施することで、建設現場の生産性向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にするため、インフラ施設の構築等に係る測量、設計、施工および維持管理等の一連の建設生産・管理プロセスの効率化・高度化により、建設生産・管理プロセス全体の生産性向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共工事における受発注者間のさまざまなやり取りを、WEBシステムを通して行うことで、「工事帳票の処理の迅速化」「日程調整の効率化」等を図り、移動時間・調整時間を削減し、工事の生産性向上を図る
R5取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非GNSS環境や小規模工事のICT活用事例を周知 ◆ 講習会や研修を開催し、受発注者の知識を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則、各事務所・各課1件程度実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 測量・地質調査・設計等の業務委託や工事発注を拡大していく 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土木工事・土木設備工事は、原則、システムを利用 ◆ システムの活用推進を図るため、受発注者向けの操作講習会等を充実
R5取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>68件実施（R5.12末時点）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>48件実施（R5.12末時点）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>測量・設計・施工の各段階で試行を実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>406件実施（R5.12末時点）</u>
R6取組方針	<p>適用工種の拡大を図ることや、R5に引き続き、活用事例の周知や講習会・研修を開催し、受発注者の知識を醸成していく。</p>	<p>緊急施工を除く適用効果が期待される工事において原則活用する。</p>	<p>R5年度に引き続き、測量・設計・施工の業務委託や工事発注においてBIM/CIMの試行を実施していく。</p>	<p>R5年度に引き続き、受発注者向けの操作講習会等を実施し、ASPの活用効果を周知するなど、利用の促進を図っていく。</p>

4. 担い手の確保・育成に関する事項

4-1. 担い手の確保・育成

	週休2日制確保工事	女性活躍モデル工事	魅力発信モデル工事
目的	建設業界の若手技術者の確保・育成のため、建設現場における「完全週休2日制」の実現を目指す	女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備	建設業界の若手技術者を確保・育成していくため、公共工事の効果と必要性を広く周知するとともに、魅力ある建設業をPRし、若者の入職促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共工事における週休2日制の促進 ◆ 当初契約時に必要経費を計上 ◆ 4週8休以上の現場閉所実施で工事成績評価を加点 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかで女性技術者を配置 ◆ 「全期間配置した場合」及び「優良な広報活動を行った場合」に工事成績評価を加点 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小中学生、高校生、大学生等に対し現場見学会を実施 ◆ 工事成績評価の加点対象
R5 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全ての土木工事を対象に実施 ◆ 現場閉所が馴染まない工事は「交替制」の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注者指定型：WTO案件は、原則対象 ◆ 受注者希望型：現場着手までに受注者が希望する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ WTO案件は、原則対象 ◆ 議会案件は、積極的対象 ◆ 各事務所（WTO案件含む）2件程度
R5 取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象工事の約99%（306件/307件）を週休2日制確保工事として契約 <small>（12月末時点）</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発注者指定型として1件実施 <small>（12月末時点）</small> ➤ 受注者希望型として5件実施 <small>（12月末時点）</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 18件契約 <small>（12月末時点）</small>
R6 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き続き全ての土木工事を対象に実施とともに、建築・設備工事への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 女性技術者活躍による担い手確保に向け、引き続き取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議会案件は原則対象とし、適用が困難な工事を除き積極的に適用

(2) 区市町村支援

5-1. 現在の支援状況及び今後の支援方針

取組項目		区市町村の状況	今後の支援方針
全国 統一指標 ※③④⑤は関東ブロック独自	①地域平準化率	・ R4実績：0.59（区市町村） ※都域（都・区市町村）：0.75、都：0.85	>実施状況の「見える化」を行い、 取組の浸透を図る
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	・ R4実績：0.84（区市町村） ※都域（都・区市町村）：0.86、都：1.00	
	③最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況	・ R4実績：45/62自治体（約72%）	>引き続き、区市町村へ都の最新の基準類を提供 >都のガイドラインを提供
	④設計変更ガイドラインの策定・活用状況	・ R4実績：38/62自治体（約61%）	
	⑤週休2日制確保工事	・ R4実績：16/62自治体（約26%）	
総合評価		・ 導入状況※：51/62自治体（約82%） ※今までに総合評価方式を実施した自治体の累計数 ・ R4実績：38/62自治体（約61%）	>建設局の取組を周知し、 必要に応じ、学識経験者による 意見聴取を実施

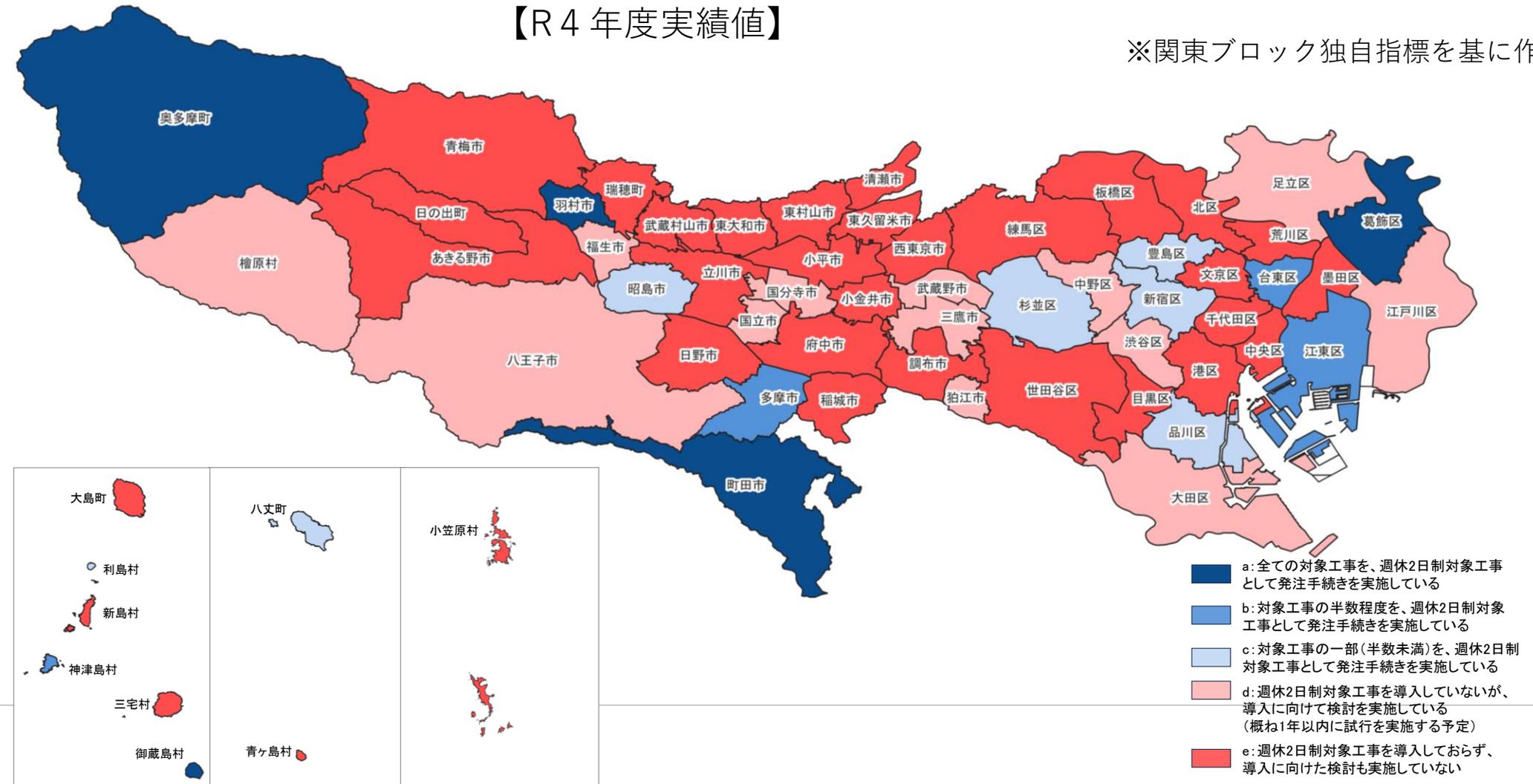
5-2. 区市町村に向けた週休2日制確保工事の支援

①週休2日制確保工事の実施状況の「見える化」

・週休2日制確保工事の実施状況を「見える化」し、時間外労働の上限規制に向けて取組を浸透させる。

【R4年度実績値】

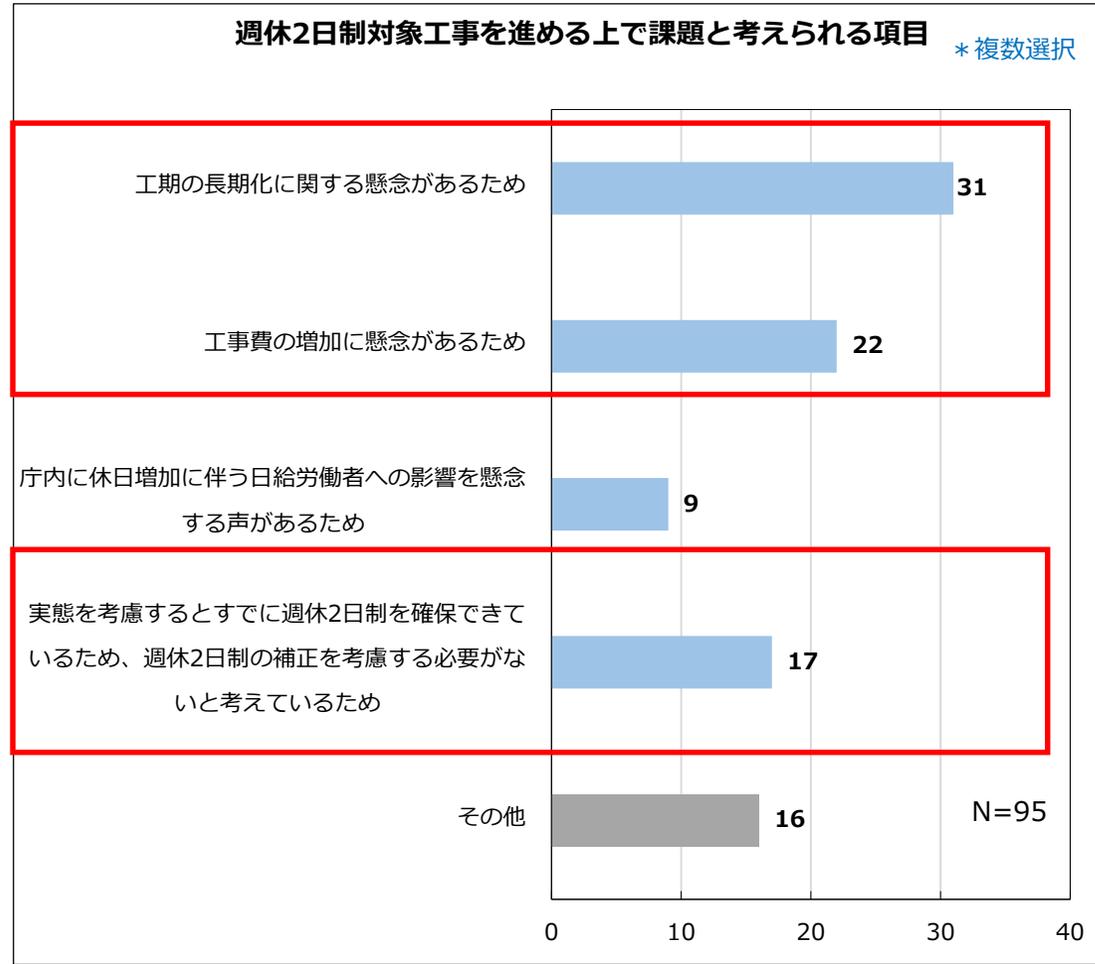
※関東ブロック独自指標を基に作成



5-2. 区市町村に向けた週休2日制確保工事の支援

②週休2日制確保工事に関するアンケート

[週休2日制確保工事を進める上での課題]



[週休2日制確保工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない理由]

- 【地域の実情として不要】
 - ・作業期間が1～3か月程度の工事が多いため、週休2日工事に見合わない
- 【発注者の理解不足】
 - ・庁内の理解度向上と部署間の調整
 - ・地元業者内で週休2日工事に対する理解と体制がどの程度あるか不明
- 【人手不足等により対応が難しい】
 - ・自治体の人口規模が小さく、職員数も少なく技術職が存在しないため、検討ができない

・週休2日制確保工事の導入に当たって、工期の長期化、工事費の増加、発注者の理解不足に関する意見が見られる。
⇒適切な工期設定、週休2日に係る必要経費の計上と併せて、**週休2日制確保工事の導入を支援**していく。